2　経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

3　第1項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第二十二によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4　第1項の規定による届出をした者は、電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、第1項の規定による届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

［新設］

（申請書等の提出の入力事項等）

第二十一条　電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者は、当該申請書等の提出を書面等（情報通信技術利用法第三条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力しなければならない。

［新設］

（申請書等の提出において名称を明らかにする措置）

第二十二条　申請書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第4条関係）

特定物質等製造数量許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

住所

法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

1　特定物質等製造予定数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）

2　製造の場所

3　貯蔵の場所

4　製造設備の構造（別添図面のとおり）

5　製造設備の一規制年度当たりの最大製造能力

6　特定物質等輸出予定数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）及びその仕向地

7　議定書第5条1の規定の適用を受ける議定書の締約国の基礎的な国内需要を満たすための製造の数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）

備考

1　法第4条第1項の許可の判定の参考となるべき書類を添付することができる。

2　2から5までについては、製造設備ごとに記載すること。

3　6については、仕向地の国別又は地域別にその特定物質等輸出予定数量を記載すること。

4　小数点第一位を四捨五入して記載すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

6　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

7　法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第1を次のように改める。

様式第2（第5条関係）

特定物質等製造数量届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　㊞

住所

法人番号